

平成27年 3月12日  
(社福)全国盲ろう者協会

「団体ヒアリング等を踏まえた事項について(資料1)」に対する意見

- 「意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどのように考えるか。」という項目の中で、「個別給付化した場合のメリット・デメリットの整理についてどのように考えるか。」という整理がされているが、個別給付化の問題は、基本的には、提供される支援の内容が個別給付になじむものかどうかという点であり、事業に要する経費を義務的経費とするか裁量的経費とするかは、その後の問題であると考えられる。
- 盲ろう者に対する通訳・介助員の派遣は、個々の盲ろう者に対する、「健康で文化的な最低限度の生活を営む(生存権を保障する)」ために不可欠の支援であり、しかも、日々、継続的に必要とされる支援である。
- このようなことから、本来的には、盲ろう者に対する通訳・介助員の派遣は個別給付になじむ支援であると考えられる。具体的な制度の形としては、例えば、現行の重度訪問介護の対象者を盲ろう者にまで拡大して、その業務内容に「盲ろう者のコミュニケーション支援(通訳)」を加えることにより、盲ろう者に対する通訳・介助員の派遣を個別給付化することなどが現実的であろう。また、この場合、一般の重度訪問介護とは別に、盲ろう者を主たる対象とする重度訪問介護事業などの基準を設け、従業者(通訳・介助員)の資格なども別に定める必要があると考えられる。
- しかしながら、盲ろう者の障害の状況は非常に多様であり、必ずしも継続的な通訳・介助員の派遣を必要としない比較的障害が軽度な盲ろう者などの場合は、個別給付よりも地域生活支援事業になじむことも考えられる。また、盲ろうは希少な障害であることから、特に、通訳・介助員を利用する盲ろう者の人数が少ない地方(県によっては数人程度)においては、事業所方式を前提とする現行の個別給付では、實際上、通訳・介助員の派遣を行うことが困難となる。
- このようなことから、盲ろう者に対する通訳・介助員派遣事業を個別給付化した場合においても、地域生活支援事業としての通訳・介助員派遣事業は、少なくとも当面は、存置する必要がある。なお、現行制度においては視覚障害者や知的障害者などに対する個別給付としての同行援護や行動援護と、地域生活支援事業としての移動支援事業とが併置されており、ほぼ、これと同様の形をとることとなる。